

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会

第9回火力電源入札ワーキンググループ

日時 平成27年2月16日（月）09：07～10：55

場所 経済産業省別館3階302、312共用会議室

## 1. 開会

○山崎電力市場整備課長

それでは、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会第9回の火力電源入札ワーキンググループを開催させていただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、本日はご多忙のところ、朝早くからご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、私のほうから、本日の議事及び資料の扱いについてご説明を申し上げます。資料1の議事次第、資料一覧をごらんください。本日の議事及び資料の扱いでございますが、議事次第の2、東京電力株式会社の「入札募集要綱の変更について」、及びこれに関連する資料1から4になりますが、こちらについては公開、議事及び資料を公開とさせていただきます。議事次第の3、関西電力株式会社及び九州電力株式会社の「評価報告書案について」につきましては、この議事及びこれに関連する資料5と6につきましては、前回、第8回のワーキングと同様、個別企業の秘密に属する情報を取り扱うことから、非公開とさせていただきたいと思っております。

議事要旨につきましては、公開、非公開と合わせて事後的に公表させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、議事の取り扱いでございました。

本日は、東京電力株式会社から担当役員の方々にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事進行を山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長

すみません、お待たせしました。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

本日ですけれども、まず、今お話がありました、東京電力株式会社の火力電源入札募集要綱の変更について、これをご議論いただきたいと思います。その後、非公開のワーキンググループになりますので、審議の場を移しまして、前回、第8回ですけれども、このワーキンググループに

引き続きまして、関西電力株式会社及び九州電力株式会社より説明のありました上限価格及び評価報告案についてご審議をいただきたいというふうに思います。

プレスの方、特によろしいですかね。

それでは最初に、事務局から本日の論点についてご説明いただき、その後、東京電力から提出資料の説明をお願いいたします。

それでは、事務局から、東京電力株式会社の火力電源入札要綱案の変更の適否について、このご説明をお願いいたします。

## 2. 入札募集要綱の変更について（東京電力株式会社）

○山崎電力市場整備課長

ありがとうございます。

それでは、資料3に基づきまして、本日の東京電力株式会社の火力電源入札募集要綱の変更の適否についての、ご議論いただきたい論点について、簡単にご説明を申し上げます。

1 ページ目をごらんください。本日ご議論いただきたい論点でございます。

本日、本ワーキングを開催させていただきました背景でございます。

今般、東京電力株式会社から、東北・東京間の連系線の増強検討の開始に伴いまして、募集要綱の変更を行いたいということで、本ワーキングにおける審議を依頼する旨の申し出がございました。これに基づいて開催をさせていただいたということでございます。

東京電力株式会社からの説明を聴取した上で、この募集要綱の変更がガイドラインに照らして適切か、ご議論いただきたいというふうに考えてございます。

注に書いてございますように、ガイドラインには、中立的機関、すなわち本ワーキングでございしますが、が認めた入札募集要綱に基づいて入札募集を開始した後、本要綱を変更することについては特段の定めがないと、こういう状況でございます。すなわち、変更してはいけないということにはなっていないと、こういうことでございます。

下の枠に、具体的な論点を書かせていただいております。

まず、総論としまして、東京電力株式会社から申し出、以後ご説明がありますこの募集要綱の変更が、「競争原理を導入して安価な電源を調達することにより電力供給の効率化を図る」という、この火力入札の目的、さらにはガイドラインに照らして適切かどうか。実質的な競争が生じるよう配慮がなされているかというところが総論になると考えております。

2 ページに、参考としまして、今申し上げました点につきましての、ガイドラインの該当部分を抜粋しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

具体的な論点といたしまして、後ほど東京電力のほうから説明がございましたが、先んじて事務局から申し上げますと、まず、評価方法のイメージというご説明が以後ございますが、この評価方法については、競争の公平性の観点から、この評価方法が妥当かというところが論点になると考えてございます。特に、応札締め切り後の評価におきまして、上限価格を下回るものの、募集規模を超えることとなる可能性がある札を入れた事業者——こちらが後ほど「G発電事業者」として説明がございましたけれども——を補欠扱いとすることについて、競争の公平性の観点から問題がないか、こういったところが論点になると考えてございます。

さらには、入札募集のスケジュールでございますけれども、仮落札者の連系線増強にかかる負担額、後ほど「+α」として説明がありますが、これが決定するまでに、どの程度の期間を要することを想定しているのか。この期間に関しまして、仮に最終落札者が長期間決定しない場合、仮落札とか補欠とかとされた事業者の事業計画等に支障は生じないか、これにどのように対応する予定か、こういったところが総論の、その実質的な競争、さらには、競争原理を導入して安価な電源を調達することにより電力の供給の効率化を図る、こういった論点に照らして適切かどうか、こういったところが論点になると考えてございます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、東京電力より資料のご説明をお願いいたします。

○山崎常務執行役（東京電力）

おはようございます。本日は、お忙しい中ありがとうございます。

本日、ご説明に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

東京電力の社内カンパニーの一つで、電力小売事業会社として業務を担当しておりますカスタマーサービス・カンパニーの山崎でございます。本日はお忙しいところ、先生方のお時間を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。本日は、弊社が募集中の入札募集要綱の見直しについてご審議をお願いしたいと思っております。

私どもカスタマーサービスカンパニーは、経済的な料金のご提供を目指すために、原価の大宗であります競争力のある電源の早期調達を目標に掲げ、昨年7月15日の本ワーキンググループにおいて、委員の皆様にご覧いただき、まさに募集を実施しているところでございます。

これからが、今回の審議のお願い事項でございます。

募集開始、これが昨年の8月11日でございますが、募集開始時は連系線に空き容量があるとい

うことを前提としました要綱を策定させていただきました。

しかしながら、昨秋、東京電力と東北電力殿を結ぶ連系線の空き容量がゼロになりまして、東北電力管内からの入札が期待できない状況となってしまいました。

その後、先々週の2月6日の情報によりますと、特定の電源開発者からの提起により、電力系統利用協議会において、連系線の増強検討が開始されることになり、連系線が全く使えない状態から、増強により連系線が利用できる見込みが出てきたということでございます。

これを受けまして、私どもといたしましては、こうした状況変化に対応してまいることが、広域な範囲より安価な電源調達機会の確保につながるものと考えている次第でございます。

本日は、私どもとして、今回ご提案をさせていただく要綱の見直しならば、入札の公平を損なわず、より広域からの募集が可能となり、結果して競争性を高めることができるのではないかと考えた次第でございます。

今回ご提案させていただく変更案につきまして、委員の皆様のご審議を承りたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。これから引き続きまして、弊社の資料のご説明をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

#### ○新宅電力契約部長（東京電力）

おはようございます。電力契約部の新宅でございます。本日はお忙しいところ、お時間を頂戴しましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

お手元、資料4でございます。東北・東京間連系線の増強検討の開始に対応した火力電源入札募集要綱の変更についてということで、ご審議を賜ればと思っております。

ただいま、山崎のほうから申し上げましたとおり、昨夏以降、ご支援を賜りながら、今、進めておりますところが、1ページでございます「はじめに」ということでございます。

8月11日、7月15日のワーキングを受けて、募集の受付を開始させていただきました。説明会を開催させていただいて、3月31日の締め切りということで、平成31年度から36年度まで、600万キロワットの電源を、今、募集させていただいているところでございます。

周辺の状況でございますけれども、おめくりいただきまして、系統利用協議会のほうでの状況でございます。ESCJの対応状況ということで、ご案内のところもあろうかと思っておりますけれども、若干敷衍させていただければと思っております。

3ページでございますけれども、昨年の10月から11月にかけて、東北・東京間の連系線についての空き容量がほぼゼロとなりました。私どもの募集要綱上は、系統の状況というのは、それを

所与とした上で募集させていただくという前提のもとで、そのときにそれぞれで判断していくというところまでしか書いてございませんけれども、これに対して、特定電源開発者からESCJに対して、特定電源プロセスによる検討が先々週提起されたというところがございます。

ちょっと飛びまして、5ページ、参考2のところを見ていただきますと、ESCJルールの中で、設備形成ルール、これに係る第7節から第9節に、そこに並んでおります3つのプロセスが、規定されております。

太線で囲ってあります特定電源プロセスというのが、今、動き出しているところがございます。それから、真ん中の不特定電源プロセス、あるいは安定供給プロセス、こうした、連系線の容量が一定程度以上少なくなってきた場合、あるいは全体としての系統の安定を図る場合のプロセスというのが、細かく規定されてございます。

特定電源プロセスというのは、ある電源を開発されようとした方が、ここが通らないようなんだけどもということで、その連系線にかかわる一般電気事業者とともに提起すると、こういうルールになっております。

これが、3ページにお戻りいただきまして、2月6日にこういうプロセスの検討提起を受けたので、同様にいろんな検討をお考えの方々には応募してくださいという形で、3月27日の締め切りになっておりますけれども、ESCJさんのほうからプレスがございました。

ご案内のとおり、システム改革の一連の流れにおきまして、4月以降は広域機関、こちらでさまざまな広域にわたるネットワークについての手続を進めていくと、こういうことに予定されておりますけれども、そうした動きの中で、連系線の増強をどうしていくかというところのご議論につきましては、四角の3つ目でございますように、一定の期間を要するということとなります。

私ども、3月31日を入札募集の締め切りということでさせていただいておりまして、そこまでは、到底そうしたものが決定していくということは見込めないということでございます。

4ページでございます、ご案内のとおり、連系線の利用ルールといたしましては、これもESCJのルールでございますけれども、大きく2つ、先着優先、それから空おさえの禁止と、こういうところに基づいて、先ほど申しましたような諸々のルールが定められているというところがございます。

ということで、若干不安定な状況を認識できるという状態になりましたものですから、これに対してどうしていこうかというところが、おめくりいただきまして、6ページ以降、本日ご議論を賜りたい、要綱における取り扱いと対応策ということでございます。

私ども、現行の、昨夏ご議論いただきました要綱におきましては、連系線の利用手続は、落札決定後に当社が行うということになりまして、その結果、送電不可となった場合には、落札を取

り消しますということだけを規定しております。

もともと、先ほど申しました原則のうちの、空おさえの禁止、この関係から、連系線を利用したいという申し込みは、小売側、それを使わせていただく需要側のほうからE S C Jに申し込むというルールになっております。この関係で、今、募集をさせていただいておりますけれども、落札者を確定した上で、私どもからE S C Jのほうに、これだけを使わせていただきたいと、もしエリア外の方がいらっしゃればですね、そういう形での決めになっております。

この、待っているというか、進めている間に、その間にゼロになってしまったというところが現状でございまして、現行の、細かくは定めていない要綱上ですと、塞がってしまったのだから致し方ないと、こういう状況に一旦ならざるを得ないということでございます。

さはさりながら、2月6日の提起がございましたので、先々、31年度から36年度で、今、募集をかけておりますので、その間に、そこが開かれる状況が、場合によっては見込まれるということで、このあたりについての対応ということで、お願いをしたいところでございます。

現行要綱の抜粋というのが参考に書いてございますけれども、応札に当たり満たすべき条件というのが4章に書いてございまして、留意事項のところに書いてございますような形で、送電不可となった場合には取り消すというのが、今、ここまでを規定しているところでございます。

これに対して、8ページ、9ページに、こういう形で対応を考えておりますというのが、要綱変更案ということでございます。

3月31日の募集締め切り後に、広域機関で引き続きご議論がされると承知しておりますけれども、募集に当たっては、例えば、エリア内でありましたらその電源線が何らかかかる場合にはそこに対する工事負担金、あるいは、エリア外の場合においても、同様に電源線なり、連系線なりの工事費がかかることを合わせて出していただくような形にさせていただいておりますけれども、この負担金がわからない場合には、これを含めた価格としての評価ができないということになります。したがって、何らか、それが見込めるようなところが近々にわかるようであれば、これを反映した上で、なるべく多くの事業者様方にご応募いただきたいということでの変更をお願いしたいということでございます。

おめくりいただきまして、10ページをごらんいただければと思います。

第8回の制度設計ワーキングで示されております、今の広域機関上の計画策定プロセスの、粗々のところの図でございます。2月6日に検討提起された上で、これは広域機関に引き継がれ、具体的にどういふご審議が進んでいくかということ、左側の(1)計画策定プロセスの開始手続から、(5)右側の広域系統整備計画の取りまとめまでという形で、(2)、(3)、(4)の手順を追いながらご議論いただき、ご判断、計画等をご審議いただくと、こういうことになってお

ります。

ここまで要する期間については、リードのところがございますように、計画策定プロセスの標準検討期間は、連系線が新設の場合、開始から取りまとめまで18カ月以内というのが、現時点で公のところとして出ているところでございます。

この（１）から（５）までの具体的なプロセス、ちょっと細こうございますけれども、見ていただくと、（２）広域系統整備の検討の②でございますが、増強容量、概略ルート、概算工事費、受益者等ということで、ここの段階で、粗々の概算工事費というのが一応提示される予定という形になっております。

ということで、私ども、全体としては、標準処理としては18カ月というのが今出ているだけでございますけれども、この（２）のところの額が出る頃合いを見計らいながら要綱を変更したいということでございます。

具体的には、お戻りいただきまして大変恐縮でございますが、9ページの図をごらんいただきたいと思っております。

先ほどの、資料3のところのご説明の論点にもございましたけれども、連系線のところの特定電源のプロセスの過程で、応募をいただいて、その負担というのが判明してきたところで、私どもとして最終的に順位を判断していきたいということでございます。3月31日時点で締め切りということでお願いをしておりますけれども、「評価方法のイメージ」という9ページの左側でございますように、言ってみれば、仮で一旦順位を決めさせていただきたいということでございます。

ハッチングのしてあるところと、白抜きのところがございます。白抜きが関東エリア内だと思っただけだと思いますが、B、D、Fの各発電事業者さんは、E S C Jの特定電源のプロセスにご応募いただいた上で、その額が判明しますと、最終的にどれぐらいの価格水準かというのが見極められることとなります。

ここでは、一旦仮落札とさせていただいた上で、28年1月目途と、9ページの右側の上に書いてございますけれども、増強費用が判明した後で、最終的にもう一回、その増強費用を反映いただいて、順位の序列を決めていただきたいということでございます。

プラスの方向でという前提になりますので、場合によって順位の入り繰りがございますので、例えば、左側のG発電事業者という、仮で決めたときには落選という順位になってしまった方々のほうが安くなる事象も生じます。そのため、もともとの600万キロワットを調達したいということもございまして、そういった方については仮の段階で補欠という形の位置づけにさせていただいた上で、その方を落札という形で、なるべく多くの事業者様からの電気を頂戴したいという、

こういうスキームでどうかというふうに考えてございます。

ただいま、9ページのところで1月と申し上げましたけれども、増強費用がきちっと固まってからということになりますと、各事業者様には、諸々の投資計画等々を行っていただいている中で、不安定な状況をお願いをすると、こういうことにならざるを得ません。このため、先ほどの標準処理18カ月までというのは、到底お待ちいただけるような経済状況ではないというふうに私どもは判断しておりますので、これまでのESCJでの、既存のところでの実績からは粗々のところであれば6カ月ぐらいで大体検討できる等々と考えまして、年内12月末でどうかというのが、今回お示しさせていただいている要綱の案でございます。

8ページのところに、具体的にはということ、ちょっと細かく書かせていただいておりますけれども、周知方法の前の、ぼつ2つぐらいですか、「なお、連系線の概算工事費の反映は本年12月25日を期限とし、原因を問わず反映できない場合は」云々という形で、一応、ここまでを節目として設定としたいというふうに思っております。

ちょっと分厚うございますが、要綱案の一式をお配りさせていただきましたけれども、12ページ以下は、ただいまの内容を、具体的な要綱、それから備考の変更案として、それぞれ抜粋してきたものでございます。左側の「項目」のところの欄に、それぞれ備考なのか、要綱本文側なのかということを書かせて、入れておきましたので、ご参照いただければと思います。

例えばですが、15ページにございますようなところでは、こういうことで、今、プロセスが開始されておりますというあたり。それから、具体的なところにつきましては、ちょっと飛びますけれども、23ページにございますが「評価価格（暫定含む）の順位が上位のものから累計し、600万キロワット」云々ということになっておりまして、「工事費の特定負担による相馬双葉幹線等の増強を前提とした応札者については「仮落札候補者」といたします」と。「600万キロワットに達する最後の応札を超過する応札のうち、この「仮落札候補者」の応札規模相当」、この部分を「補欠落札候補者」といたします」ということで、増強費用の判明後におきましては、「再評価の結果、開札時の評価による落札者の規模を含めて600万キロワットに達する「仮落札候補者」、「補欠落札候補者」までを落札候補者として選定」し、概算額を反映した入札価格による判定価格が上限価格を上回った場合には、当該応札は基本に立ち戻って不合格といたしますと、こういったような書きぶりをさせていただいております。

それから、25ページのところを見ただけですと、いずれもこういう形で、追記ということ、書き込みをさせていただければと思っておりますけれども、仮落札候補者、補欠落札候補者がいる場合は、以下によりますということ、  
「当社は開札時の評価にもとづく評価報告書案を火力電源入札ワーキンググループに提出し、火力電源入札ワーキンググループが入札募集要綱にも

とづいた評価が行われていると認めた場合には、「落札候補者」を落札者として決定いたします。」これが、増強には関係のない区域内の方々、これが高くなるということはありませんので、順位の中で入っているの方々については、ここで一回確定をさせていただきたいということでございます。

その上で、「仮落札候補者」ならびに「補欠落札候補者」については、再評価による評価報告書を、同様に火力電源入札ワーキンググループにてご確認いただいて、最終的な落札者を決定すると、こういう形でやらせていただければということで考えております。

各事業者の皆様方には、もろもろ事務的などころも含めまして、既にご理解をいただいた上で、今、約1年弱にわたり、粛々にご検討を進めてきていただいていると承知しておりますので、そうしたところにこの状況変化に応じてご検討をいただかなければいけないということは、大変心苦しいところではございますけれども、私どもとしても、なるべく安価なものを大量に調達したいというところもございまして、ご理解を賜ればということで、本日お願いする次第でございます。

よろしく願いいたします。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、この後は質疑応答でございますけれども、例によりまして、発言をされる場合は、お手元にあるプレートを立てていただきますようお願いいたします。順に指名させていただきます。

また、これもよくありますけれども、関連するご質問というときには、挙手で合図していただければ、その順でご指名をしたいと思います。

それでは、いかがでございましょう。

どうぞ、新川委員。

○新川委員

確認ですが、先ほどご説明がございました、23ページの開札時の評価というところですが、これと評価者の並んでいる図とセットで見ると、この最後の、「600万キロワットに達する最後の応札を超過する応札のうち」云々という部分の意味は、結局、補欠になるのは東京管内のところの方だと思うんですけども、それは1社じゃなくて、600万キロワットに達するところまでに入った仮落札者の枠を全部合計して、その枠に達するまで複数社入ってくるという理解でよろしいんでしょうか。

○新宅電力契約部長（東京電力）

はい、そのとおりでございます。

○新川委員

わかりました。

○山内座長

大山委員、どうぞ。

○大山委員

増強プロセス、ESCJで始まっていますけれども、この後、広域機関に引き継がれるということで、私も広域機関側のルールがどうなっているかって、よく承知していないんですけれども、連系線の利用方法等も検討することになるかと思います。というのは、再生可能エネルギー電源であるとか、そういったものをどうするかという検討が並行して行われるんじゃないかと思うんですけれども、そうなりますと、特に特定負担か一般負担かというあたりの比率が決まるのが、結構遅くなるような気がしてならないんです。

そうすると、仮で一旦は出るかもしれませんが、ここに8枚目、9枚目あたりに、9枚目のほうには「増強費確定後の評価」と書いてありますけれども、これはあくまでも概算だと思いますんで、その8枚目の下のほうに、「特定電源プロセスの再検討等により連系線の概算工事費が変更になった場合は再調整・精算を行わない」となっているんですけれども、これは結構ずれるような気もしないではないので、その場合も、もう順位は決めておいて、その上で、もちろん、高くなった場合にはスライド制みたいなことを考えていらっしゃると思うんで、そのあたりもご説明いただけますでしょうか。

○新宅電力契約部長（東京電力）

例えば、区域内で電源を建てられるときに、入札時点ではその電源線についての工事負担金、これは概算でしか示されません。したがって、通常は、それで余り大幅な変動はないという前提に立っておりまして、その分につきましては、今の要綱上も入札が確定した後、実際に受給契約の中で、確定をしてきましたら、その部分は別途精算をさせていただくと、こういう順番にさせていただいております。

入札であるため、どこかで割り切らなきゃいけないものですから、序列の決め方については、ここまでのレンジの中で一旦決めさせていただきますと、こういう建て付けになっております。

連系線につきましても、説明は割愛させていただきましたが、細か目のところについては、今、先生ご指摘のとおり、一旦その概算額をもって入札上は確定をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、こちらが、実際、ご指摘のとおり、そのルールがどういうふうになっていくか、それから、そのルールの変化次第では、どの程度、その影響と申しますか、その辺が動くかというのは、

正直見極めづらいところがございます。余りに動くようであると、いろんな協議を、具体的にどうするかというのを、その段になるとさせていただくという余地を残さざるを得ないというところは正直ございますが、それほど大きくはないのではないかとというふうに皮算用はさせていただいておりますところですが、そのあたりは、ちょっと見ながらという形で進めさせていただければありがたいと思っております。

期間につきましては、やはり、事業者様にとって不安定なところと、それから、一方で、これから広域機関もさまざまな準備をされていきますので、それなりの期間は必要というところは承知しております、ESCJですと6カ月ぐらいということに一応はなっておりますけれども、それにもう少しゆとりをみた形で、年内という形を、とりあえず考えさせていただきました。

ずっと延ばしますと、各事業者様をずっと不安定な立場に置いたままと、こういうことになりますので、それも、私どもの、一事業者の身勝手ということになるのも、これもいかなものかということで、とりあえず年内とさせていただいた次第でございます。

○山内座長

よろしいですか。

どうぞ。

○梶川委員

すみません、今のなんでございますけれども、この概算の工事費というのは、この広域機関でのプロセスで、この(2)ぐらいまではいくでしょうということで、そこで概算が見積もられるということなんです、この12月25日を期限として云々というところでは、そのプロセスが進まなかったときに入札者がみずから概算を、かなりリスクがあることなんですけれども、こういう工事費でとって応募することは可能だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○新宅電力契約部長（東京電力）

既存の系統におつなぎいただく電源線ですと、これまでの経験や何かを踏まえた事業者さんがいらっしゃるとして、ある程度の推測というのはできようかと思いますけれども、こと連系線になると、さまざまな設備と、それから容量をどうするか等々、その負担をどうするかと、かなりそれなりにご議論をきちっとしていただいた上でということになりますので、実務的には難しいんじゃないかなというふうに承知しております。

○梶川委員

そうすると、実務的には、そのプロセスが広域機関で進まなければ、もう自動的に、域外の方というのは、もう入札者にはならないだろうということで考えるということでございますか。

○新宅電力契約部長（東京電力）

私どもも広域機関のほうで、それなりのご検討をいただくことを期待してということでございますけれども、期限になってもまだ判明していないということになると、一旦そこでという形にせざるを得ないかなというふうに思っております。

○山内座長

よろしいですか。そのほかにいかがでしょう。

どうぞ、新川委員。

○新川委員

補欠になった人というのは、自分が補欠何番なのかわかるわけですか。この補欠の人は、希望する場合は仮落札者、補欠落札者はPPA契約を事前交渉できるというふうになっていて、ほかの人におくれないように進んでいけるようになっていると思うんですけども、自分が並んでいける中の何番目で、それをやったほうがいいのか、やってもサックコストになってしまうのかということ判断できるような情報を補欠者は持っているかということをお伺いしたいと思います。

○新宅電力契約部長（東京電力）

あなたが12位でした、13位でした、3位でしたというところまではお示しいたしませんので、その事業者間の、自分がどれくらい負けているかということを知るのも、いいといえばいいんですけども、お示しはしないで、補欠という言葉もちょっと恐縮なんですけど、その枠に入りましたのでということだけをお知らせさせていただく形になろうかと思えます。

その中で、各事業者様がそれなりに多額の投資を計画して、ずっと進めてきていらっしゃる案件ですので、契約の具体的な細かな条項の、いろんな条件の協議等々につきましては、ご希望があれば、先んじてその方々ともやらせていただければというふうに思っております、そこも要綱に合わせて追記させていただいております。

○山内座長

どうぞ、松村委員。

○松村委員

私が一番よく知っていなければいけないはずなのですが、今のやりとりを聞いていて頭が混乱してきました。制度を確認させていただいていいでしょうか。

このスライド9のところで、このa円となっているのは、増強のためのコストを、引き金を引いた人が負担することになる。その結果のコストを、キロワット・アワーに割り戻してこれぐらいになるとやるわけですね。これを負担するのは、買い手である東京電力でしょうか。発電側でしょうか。

それで、結局、札は仮にb円という形で入ってきたとしても、東京電力の負担は、実質的にb

+ $\alpha$ になるので、 $b + \alpha$ が域内の、例えばe円を出してくれた人よりも大きいのか、小さいかというのを比較しないと、東京電力にとって最も安価なものにならないから、 $\alpha$ を上乗せして評価するという理解をしていたのですけれども、これは、発電事業者が直接負担するのです。たけ。

○新宅電力契約部長（東京電力）

おっしゃるとおりで、電源線でも連系線でも、一般負担になるのか特定負担になるのか、まず最初にあります。

一般負担になりますと、私どものネットワークが託送料金の前提として負担させていただくと。託送料金を通じて皆様にご負担いただくと、こういう形になります。

特定負担につきましては、一旦発電事業者様にご負担いただくという前提になります。それをそのままコストとして私どもが引き取らせていただくと、こういう形になりますので、今の松村先生のご質問につきましては、最初から小売事業者である私どもがということではないんですが、転嫁の結果という形や調達のコストとしては、それが入ってくるというふうに理解しております。

○松村委員

何を混乱しているのかというと、仮に概算で1円となったとして、実際には1.1円になったとすると、この0.1円分の差分は、東電が負担するのか、発電事業者が負担するのか。東電が負担するという理解でいいのですか。

○新宅電力契約部長（東京電力）

私どもがご負担させていただく形にさせていただきたいと思います。電源線も、そういう意味では同じようなたてつけにしております、それと同様のという形で考えております。

○松村委員

極端なことを言うと、例えば、概算が出るのは遅れたけれども、東電の別の部門が積算すると、これぐらいのコストがかかるというのはある程度わかっている、つまり送電部門が推計する増強コストがあったとして、常識的に考えてもこれを超えることがないから、これを加えたとしても域内のこの電源よりも安から、域外のこっちを買いたいというようなことは、原理的にはあり得る。その理解でいいのでしょうか。

その場合にも、概算の決定が遅れると、このままだと高い域内のほうを買うことになってしまう。概算が遅れることはないと思うので大丈夫だとは思いますが、少し心配です。

○新宅電力契約部長（東京電力）

なるべく間に合っていたいただきたいと願っているところでございますが、先ほどのご質問のとおり、遅れてもう到底なかなか出る見込みもないなという事態に仮になった場合には、一旦立ち返ってということにせざるを得ないかなというふうに思っております。

私どもの入札として、順番と、そのボリュームを決めていくに当たって、どこかでは一線引かざるを得ないというところが、ここが悩ましいところでございますが、とりあえず、まあ大丈夫じゃないかなと思いつながら書き込んだのが、年末というところが現状でございます。申しわけございません。

○山内座長

どうぞ、梶川委員。ごめんなさい、小山委員、先です。関係していますか。

○梶川委員

関係しています。

○山内座長

じゃ、お先に。

○梶川委員

さっきの話にも関係しますし、今のお話にも関係するんですが、これは発電事業者さんが、みずからのリスクで、その概算との差額を負担するというをおっしゃるわけにはいかないんですか。今、概算との差額は東電さんが自動的に引き受けられるという、特定負担でもですね。それを発電事業者さんが、みずからのリスクでその分はいいからと、12月25日に、まだ概算の要件がそれほど決まっていなくても、みずからのリスクでそれは負担しますということは、何か、私、余り詳しくないもんですから、そもそも商取引上、可能性はないのかということと、もう一つ、この特定負担の場合、もちろん条件によって全く金額が違ってしまわれるということは理解しているという前提なんですけれども、その発電コストとどのぐらいのボーダーラインのパーセンテージとして、その託送特定負担が、例えば50%ぐらいあるんだとか、数パーセントなんだとかって、その辺はどのぐらい発電のコストと、今の特定負担のぶれの可能性というのを、もう粗々でしかあり得ない話なんですけれども、ちょっとお聞きできればと、その2つでございます。

○新宅電力契約部長（東京電力）

自ら負担するから、とにかくこれで判断してくれということ、この建て付け上は可能でございます。おっしゃるとおり、その2点目の質問のとおり、どれぐらいそれがなるのかということころよろうかと思いますが、勝手に皮算用として試算している中では、例えば、石炭火力の80%利用率ぐらいで、今だと、平成23年のコスト等検証委員会では10円ぐらいというのが発電原価になっておりますけれども、ここに、今の連系線の容量相当、500万キロワットぐらいを、仮に1,000億円ぐらいの工事費だとして、これを15年均等で試算すると、大体20銭、30銭と、こんなレベルでございます。

私どもは小売事業会社なのであれなんですけれども、余程でない限りは、一定の範囲にはおさ

まるのではないかなというふうには、身勝手には承知しておりますが、そこは工事費の規模なり、その負担の関係なりというのは、どこかでは確定をした上で、各事業者様と協議の中で、よりよい形は目指していきたいというふうに思っておりますが他方で、私ども、もともと評価の考え方としては、なるべく、ロスを含めまして全体としての電気がより安価になるようなところ根底にはございます。したがって、皆様が一様にそれをご評価いただいた上で、お出ししてきていただくというのが、トータルとしては、より経済性につながるのかなというふうには考えております。

○梶川委員

10円に対する20銭ぐらいですと、リスク負担をしてでも応札される方が出てくる可能性もあるかなという気は、ちょっと、感想なんですけれども、したところでございます。

○山内座長

すみません、小山委員、どうぞ。

○小山委員

基本的には、増強の費用を払ってでも、できるだけ安価な調達をすべきであるという考え方は結構かと思えますし、期間の問題とか、いろいろ工夫をされていらっしゃるということも理解できると思っております。

1点だけ教えていただきたいのですけれども、例えば、この9ページの図で、左側、仮落札になられる方たちが複数いらっしゃるとして、なるべく最終決定まで期間は長くしないと言いつつも、最終的に決まるまでにはリスクは当然いろいろ残るので、その期間の間に、そういう方たちが、自分の直面しているいろいろなリスクを考えて、考え直してしまうというような可能性はないのかどうか。それで、仮にですけれども、その可能性は余り高くないとしても、この右側に移行するときに、今はF発電事業者だけが外れるということになっているのですけれども、何社かの、この仮落札の方達が考え直された結果、募集した600万KWに足りなくなるようなことは起こり得ないのか。

もちろん、先ほど、補欠については、1社でも複数でもあり得るわけですから、順送りで入ってくる可能性はあるのかと思えますけれども、「タイムラグ」ができることによって、募集分が未達になったりする可能性もお考えになられないのかどうか、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○新宅電力契約部長（東京電力）

応募していただく各事業者様方を、一定の期間、不安定な位置に生じさせることになり申しわけございません。その間にいろんな、社内決済を含めて、他の売り先を検討してみようというふ

うになり得ることは、当然であろうかと思えます。私どもとしては、もちろん、そういうところでなく、ぜひとも私のところに残っていただきたいということが大前提でございますので、それしか考えたくないというのが正直なところでございますが、その結果、多くの方が、やはり確実な売り先にという形で移られるようなことが仮に生じた場合には、私どもとしては、そこで、全体として、トータルのところでは未達であっても、これは自分の不徳のいたすところと、こういうことで考えざるを得ないということになろうと思えますけれども、いずれにしても、この後も含めて、より多くの安価な電源を調達していきたいというのが私どものベースでございますので、そこは多くの方に、とにかく信じてご参加をいただけるものというふうに確信しております。

○小山委員

要するに、ある意味でいけば、結果的には未達になる可能性も覚悟の上で、それでこちらのほうがベターだと、こういうご判断をされていると、そういうことですね。

○新宅電力契約部長（東京電力）

あくまでガイドラインに従った前提としての公平性と、その経済性の枠というのは、これは守った上での構造ということが大前提だというふうに心得ております。

○山内座長

圓尾委員、どうぞ。関連ですか。

○圓尾委員

いいえ。

○山内座長

じゃ、細田委員。

○細田委員

私、この入札として、公平・公正であるかというような観点から、ちょっと申し上げたいのですが、まず、基本的な私の考え方として、これによって入札参加者がふえることが期待されるという点から言うと、それは非常によいことだというふうに思うわけです。

もう一つ、考えなければいけないのは、公平・公正であるかということでもありますけれども、私は、この場合に、その増強費未定の応札と、その他の応札を、若干分けて考えなければいけないというふうに思っておりまして、この増強費未定の応札の会社については、この要綱が変更されることによって可能になる人たちであるというふうに理解をすれば、その時点で応札というか、入札に参加しようというふうに考えるわけですから、その会社にとっては、この変更による影響云々は、基本的に考えなくていいのではないかと。

その他の応札する会社については、現行の要綱で考えていたということで、そこが変更になる。

それが不当に不利になるだろうかどうかということを考えなければいけないと思うんですが、1つは、これによって応札者が非常に、想定したよりもふえるという想定外があるわけですが、これは、その入札については、どの程度の業者が参加してくるかというのは、当然、事前に読めないわけで、現在の要綱でも多く入札者が参加してくるという可能性は、当然あり得るわけですので、若干のずれはあるかもしれませんが、その点について保護する必要は余りないのではないかなというふうに思うわけです。

もう一つは、補欠になるという点なんですけれども、その現行の制度であれば、長く待たされるとか、そういうような不利益はないわけですが、そこで非常に待たされるという点が、一つ考えなければいけないのかなということなんです。そこは今、小山委員との、発言とも関連するんですけども、そのように待たされるのであれば、自分は辞退をするという可能性が残されているわけですので、つまり、落選する可能性というのを、当然入札だからあるわけで、そして、自分が補欠になったということで、自分は落選だというふうと同じく考えても、そんなに待たされるよりも、むしろほかのほうに行ったほうが良いという選択肢もあるでしょうし、待っても最後のチャンスに賭けるという点もあるでしょうから、そこは、この事業者の、まさに事業判断ではなかろうか。

そういうことを考えますと、まったく欠点がないとは申し上げられませんけれども、全体的にプラスマイナスを考えると、このような変更をしたほうがよろしいのではないのかな、問題は少ないのではないかなというのが私の意見です。

○山内座長

ありがとうございます。

そのほか、圓尾委員ですか。

○圓尾委員

すみません、私も皆さんがおっしゃったことと大体一緒です。基本的には、この要綱の変更に関しては、従来の要綱だと応札する可能性がなかった人たちを導き入れるということですから、誰にとってもプラスなことだ、火力入札の制度としても望ましい方向だ、と思いますので、基本的には認めるべきだと思います。2点ありまして、1つは、さっきからお話のある概算の $\alpha$ をどういうタイミングで誰が決定するかということです。先ほどのお話だと、広域機関の算定が間に合わなかった場合には、従来どおりの判断をするということでした。連系線の増強が起きない可能性、増強されない可能性があるのでしたら、それでもいいと思いますが、増強されることが基本的には見えていて、コスト算定だけが難しいということであれば、やはり一定の想定を置いて、東電さん自ら値を入れられたほうが、東電さんにとってもプラスになるのではと思います。相当

ぶれがあり、そう判断するのは難しいのでしょうか？先ほどのお話だと、難しいということだったと思いますが。

さらに突っ込んで言えば、それがある程度、前提を置けるのであれば、数ヶ月遅らせて広域機関が概算値を算定するのを待つのではなく、東電さんが「この数値で判断したいと思います」とみずからリスクを背負って数値を出されるのも、考え方としてはあるのではと思いました。

それから、2点目は、これも議論に出ているところですが、9ページの図を見ると、結局、AからFの事業者にとっては、今回の要綱の変更というのは、特段マイナスに効くところはないと思うのですが、要はGの事業者のみですよ、このGの事業者が数ヶ月待たされることになり、要綱の変化によってリスクを背負うことになるわけですから、それに対して、東電さんが入札を実施する側として、どう補おうと考えていらっしゃるかをお伺いできればと思います。もちろん、待っている間に他に行くというような、そういう自由は当然、さっきのお話だとあると思いますが、それ以外に何か考えていらっしゃるころがあればお伺いしたいというのが、2つ目です。

以上です。

#### ○新宅電力契約部長（東京電力）

1点目につきましては、先生ご指摘のとおりで、何らかのベンチマークではないですけども、目安を弊社のほうで考えさせていただいて、これを前提に算定をしてくださいますというのももちろんございます。

ただ、エリア内での電源線等々を含めて、その発電コスト以外の部分については、外部的に判断がされたものを、皆さんプラス $\alpha$ としてつけてくださいというのが、公平の、全体の要綱の基本だと承知しておりますので、そこのことも含めますと、先ほども難しいというのも、正直、あくまで小売部門として入札募集させていただいているところでございますので、その並びを、金額の大小にかかわらず、この部分については別立てで、外との、ネットワークとのやりとりの中での分をご掲載くださいという形で、大変お手数なんですけれども、お願いをできればというふうに思っております。

2点目につきましては、G発電事業者さんと同様、F発電事業者さんについても、場合によって、仮のところでは当選していたのが落選という形になってしまう場合もございますので、それぞれ、エリア内、エリア外、両面で、各事業者さんには、この矢印がきれいにこう並ぶとは、必ずしも限りません。絶対大丈夫だと思っていたのが、ぼんと、こうなったりするところもございますので、そこは皆様に、言ってみればご面倒、ご苦勞を、ご苦心をおかけすることになると思います。

そこについては、大変恐縮なんですけれども、先ほどの、それなら他へというのも、もちろん

そうですし、いろんな手続上のことを考えますと、その最終確定のところまでは、じっとしていただきますというのも何でございますので、細かくは説明申し上げませんでした。実際、多くの方々が、もう既に検討を進めてきていただいている中ではございますが、11ページ下部の「仮落札者 補欠落札者」というところ、PPA契約事前交渉というのを、——エリア内の落札の方は、もうこれ確定ですので、速やかに契約の交渉を始めさせていただければと思っておりますけれども——そのほかの方々にも、ご希望であれば、進めていくというようなところの、いろんな実際の、実務上の処理なんかにつきましては、できる限りのことをやらせていただければというふうに思っております。あくまで公平を担保した範囲内ということになりますけれども。

○山内座長

よろしいですか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

今回の提案が改善であるのは間違いないと思うので、その点については異議を申し上げることではないのですが、もうちょっとできないかというので、圓尾委員もご発言になったのだと思います。多分ないと思いますが、概算が結局間に合わなくて、域内からしかということになって、高くなると、悲惨なことになる。遅れることは多分ないとは思いますが、その備えをしないで大丈夫でしょうか。それから、もう一つ、未達の不安は、一旦補欠あるいは仮落札という形になった人が逃げるというだけじゃなく、そもそも、そういう不安定な状況になるのだったら、今回これ以上検討するのはやめて、応札しなくなるのも恐れている。それは未達というだけじゃなく、競争性が低くなって、結果的に高くなるか。そういうことを心配しているのだと思います。

それで、難しいのは十分わかりますが、例えば、先ほど20銭から30銭ぐらいたというふうに思っているとおっしゃいました。20銭、30銭といたって、20銭から比べれば50%増しということなので、大きな幅と言えば大きな幅なわけですが、仮に30銭になったとしても、かなり高めの出たとしても落札する人は、東電がリスクをとって、そこまでコスト優位のある人に対しては仮落札じゃなくて落札にする。それで、最終的に $\alpha$ の値が確定するまで確定できない微妙なもの、上限になれば落札できないが下限なら落札できるものについては、今回の提案のように仮落札という形にする。十分コストが低い人は落札にすると、必然的に補欠の量が減ることになる。そういう類のやり方は、やはり難しいでしょうか。推計の幅があまりに大きいと、ほとんど無意味になるので、推計の幅が相当大きくなりそうならもうこれ以上は言いませんが、もし、先ほどおっしゃった20銭から30銭というようなことが、ある程度予想できるとすると、その上限

の30銭で、30銭乗っても競争力がある案件は落札にすることは可能だと思います。やはり難しいでしょうか。

○新宅電力契約部長（東京電力）

なかなか、私どもも悩ましいところございまして、ただ、先ほど申し上げました20銭、30銭も、これは、E S C Jさん並びに広域機関さんに対しては、あくまで予断を与えるものであってはならないというのを承知しておりますので、その意味では、あくまで仮という形での、勝手に思っているところというのが、正直なところございましてけれども。

その前提で、今回、上限価格については非公表ということでやらせていただきます。これを3月31日の締め切りの前、直前に、また先生方のほうに、本日の、これ以降の議題と同様にご議論いただく形になろうかと思っておりますけれども、その中で、全体として、応募されてくる各事業者様方が、さまざまな形でリスクと投資を判断していただきながら価格を設定し、応札をしていただくというのが、私どもとしては基本かなと考えております。

そこに、一定の、それぞれの皆様が、それぞれに最大限ご尽力をいただいて、応札していただくということを期待している中で、これぐらいというのを、何らか指標としてお出しさせていただくことが、全体としての安価な電源の調達に向けては、こと今回のものに限っては、なかなか、ものが連系線というところもありまして、このスタイルで、とりあえずやらせていただければというのが、正直なところでございます。申しわけございません。

それから、そういう意味では、つけ加えさせていただいて申しわけございませんけれども、実は、期間の関係もございまして、多くの方々が、既にご検討をずっとさせていただいているというふうに承知しておりますので、改めての説明会という形での開催は予定しておりません。ホームページなんかには当然出させていただきますし、あわせて、前回の8月の説明会のときには32社様が、お集まり賜りましたけれども、この方々については、こちらから、こういう状況ですという形でのご連絡をさせていただければというふうに思っております。

○山内座長

どうぞ、新川委員。

○新川委員

この、12月25日の期限のところについては、万が一E S C Jが、あと1カ月待てばできるというようなところまで来ているときに、今の要綱のままだと、もう絶対延長できないじゃないですか。そこに何らかの形で、もうすぐできるときは、延長ができる余地を認める要綱にしておいたほうが良いということはないんでしょうか。それとも一回そこで完全に、E S C Jの検討状況にかかわらず、やっぱり打ち切りというふうにするほうがよいということでしょうか。

○新宅電力契約部長（東京電力）

そういうお声がどの程度あるかというのを見極めたわけではございませんのであれなんですけれども、先ほどの、両面のご指摘があるとおり、各事業者様が不安定な状態に置かれることを1年以上というのは、予算等の策定も含めてあり得ないかなというのが、正直、私どもの感覚でございまして、本当は、延ばせるものであれば、ずっと、その都度延ばしながら、もうちょっと待って、もうちょっと待ってというのが一番、お安い電源を欲しい私どもとしては、できればというところがございすけれども、一定の、どこかの節目でということにさせていただくのが、逆に言うと、応募をいただく各事業者様に対して失礼にならない範囲かなと。その最大限として、12月でもそんな、そんなときまで待てないよという事業者様も、逆にいらっしゃるかもしれませんけれども、というあたりで、とりあえず今回は決めさせていただきました。

○山内座長

梶川委員。

○梶川委員

すみません、もうお答えいただいているんだと思うんで、確認なんですけれども、結局、12月25日までに、広域機関でこのプロセスがいかない場合には、この9ページの絵で言って、仮落札の方は、もう自動的にアウトなんです。ということで理解してよろしいんでしょうかということですけれども。

○新宅電力契約部長（東京電力）

連系線の概算工事費の反映ができない場合は、仮落札候補者の入札は無効とすることとしておりますので、実質的にご理解のとおりでございます。この入札、私どもは引き続き、また1,000万キロワットの入札ということも、もちろん新総合特別事業計画に掲げておりますので、その後の行動としては、もちろん色々ございますけれども、今回の入札につきましては、そこで一旦ふたを閉めさせていただくという形で考えております。

○梶川委員

そのときに、自分でリスクをとるといっても、その入札者がですね、それは基本的に駄目だということなんです。要するに、その託送料、特定負担の多少のリスクは自分でとっていいと言っても駄目なんです。よ。

○新宅電力契約部長（東京電力）

そこは、今度、連系線の部分の負担額以外のところを実質的に変えていいということになります、自分でご負担されるとするとですね。例えば、ご負担するんだけど、それ以外のところで、帳尻ではないですけども、トータルとしてお幾らと。あくまでそれぞれの原価を細かくチ

チェックするというのが入札ではございませんので、そうすると、その連系線の部分以外のところを変化させていても、対応ができるという形になります。

そうすると、区域内の皆様を含めて3月31日で一旦切っているところが崩れてしまうこととなりますので、それはもう一回最初からというのと、実質同じ形になるリスクをはらんでいるものですから、そこで一回、どうしても切らざるを得ないかなというのが、苦しいながらも、正直なところというところでございます。

○梶川委員

理解はしました、ご説明についてですね。

○山内座長

今はちょっと無理だとか、そうですね。ちょっと無理だと、今のはね。再入札みたいな形になっちゃうから。

○梶川委員

わかりました。

○山内座長

ほかによろしいでしょうか。

じゃ、松村委員、どうぞ。

○松村委員

これは、この委員会で言うことではないと思うのですが、こういう問題が出てきたのは、ESCJのルールのできが悪いから。それから、そもそも託送料金の体系が悪いから。近々に変わることはないということを予想しているということをおっしゃって、その予想は残念ながら正しいと思いますし、ESCJは、もうすぐ店じまいするので、今さら言ってもしょうがないのですけれども、広域機関も、安直に今までの先着優先のルールを続けると、こういう非効率的なことが幾らでも起こり得るということをちゃんと認識すべき。今後、制度を設計する、託送料金を設計するときには、この手のおかしな問題が起きないように、合理的なやり方を考えるべき。実際に改善策は提案されているわけですから、システム改革、あるいは広域機関に携わる者は、こういうおかしなことが起きないように、真つ当な制度をつくる必要があるということを、改めてこの事例で認識させられたと理解すべきだと思いました。

ただ、これは東京電力の責任ではないと思いますので、この案に反対するという意味ではないのですが、もともとのルールに問題があったことを、私たちは認識する必要があると思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。時間のほうがかなり超過しておりまして、大体ご議論は出尽くしたんではないかというふうに思っております。

それで、ご議論をまとめますと、東京電力の入札募集要綱の変更につきまして、ご意見はございましたけれども、火力入札の目的、あるいはガイドラインに照らして適切であるというふうに、委員の皆様のおおむねの合意が得られたように思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山内座長

ありがとうございます。それでは、東京電力の入札募集要綱の変更につきましては、当ワーキンググループとして了承したいというふうに思います。

ほかに、ご発言ございますか。

それじゃ、ありがとうございました。

議事次第の3、評価報告案についてを審議いただきますけれども、冒頭に申しあげましたとおり、この審議につきましては非公開ということになっておりますので、傍聴の方は事務局の誘導に従ってご退席を願いたいと思います。

また、委員の方につきましては、会場を移動しますので、事務局から案内があるまで、そのままご着席のまま待機をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。